



発 行 新 潟 県

号 外 4

令和 8 年 3 月 30 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

病院局管理規程

- 5 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 6 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局経営企画課）
- 7 新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 8 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 9 新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 10 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 11 新潟県病院局企業職員の特勤勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 12 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 13 新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 14 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

病院局訓令

- 1 新潟県病院局文書記号規程の一部改正（病院局総務課）
- 2 新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正（病院局経営企画課）
- 3 新潟県病院局事務決裁規程（病院局総務課）

病院局告示

- 1 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

人事委員会規則

- 2-122 新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 5-70 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1957 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1958 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1959 扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1960 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1961 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1962 特勤勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1963 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1964 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1965 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1966 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1967 職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会訓令

- 1 新潟県人事委員会事務局事務決裁規程の一部改正（人事委員会事務局総務課）

教育委員会規則

- 4 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

教育委員会訓令

- 2 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正（教育庁総務課）
- 3 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正（教育庁総務課）

4 新潟県教育委員会文書規程の一部改正（教育庁総務課）

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第 5 号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																						
（分掌事務） 第 6 条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 （略） 経営企画課 (1) ～ (7) （略） (8) 業務状況の報告及び公表に関する事項 業務課 (1) ～ (10) （略） (11) 施設設備、<u>器械備品の整備に関する事項</u> (12) （略） (13) <u>診療材料及びその他資材に関する事項</u> (14) <u>被服貸与に関する事項</u> (15) <u>固定資産の取得、管理及び処分に関する事項</u> （病院の名称及び位置） 第 7 条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>新潟県立中央病院</td><td>上越市</td></tr> <tr> <td>新潟県立柿崎病院</td><td>上越市</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table> （病院の組織） 第 8 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター、<u>循環器病センター、内視鏡センター及び脊椎外科センター</u>、県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及びリウマチセンター、県立坂町病院に患者サポートセンターを置く。 （略） （分掌事務）	名称	位置	(略)		新潟県立中央病院	上越市	新潟県立柿崎病院	上越市	(略)		（分掌事務） 第 6 条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 （略） 経営企画課 (1) ～ (7) （略） (8) <u>器械備品、診療材料及びその他資材に関する事項</u> (9) <u>被服貸与に関する事項</u> (10) <u>固定資産の取得、管理及び処分に関する事項</u> (11) 業務状況の報告及び公表に関する事項 業務課 (1) ～ (10) （略） (11) 施設設備の整備に関する事項 (12) （略） （病院の名称及び位置） 第 7 条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>新潟県立中央病院</td><td>上越市</td></tr> <tr> <td><u>新潟県立松代病院</u></td><td><u>十日町市</u></td></tr> <tr> <td>新潟県立柿崎病院</td><td>上越市</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table> （病院の組織） 第 8 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、<u>県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター</u>、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及びリウマチセンター、県立坂町病院に患者サポートセンターを置く。 （略） （分掌事務）	名称	位置	(略)		新潟県立中央病院	上越市	<u>新潟県立松代病院</u>	<u>十日町市</u>	新潟県立柿崎病院	上越市	(略)	
名称	位置																						
(略)																							
新潟県立中央病院	上越市																						
新潟県立柿崎病院	上越市																						
(略)																							
名称	位置																						
(略)																							
新潟県立中央病院	上越市																						
<u>新潟県立松代病院</u>	<u>十日町市</u>																						
新潟県立柿崎病院	上越市																						
(略)																							

第9条 (略)
 2～4 (略)
 5 県立中央病院、県立十日町病院、県立新発田病院及び県立坂町病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。
 6～8 (略)
 9 県立中央病院の内視鏡センターの分掌事務は、次のとおりである。
(1)内視鏡による診療に関する事項
(2)内視鏡センターの管理運営に関する事項
 10 県立中央病院の脊椎外科センターの分掌事務は、次のとおりである。
(1)脊椎脊髄疾患患者の診療に関する事項
(2)脊椎外科センターの管理運営に関する事項

第2節 診療所
(診療所の名称及び位置)

第10条 診療所の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
新潟県立まつだい診療センター	十日町市

(分掌事務)

第10条の2 診療所の分掌事務は、次のとおりである。
(1) 診療所の診療に関する事項
(2) 診療所の管理運営に関する事項

第3節 看護専門学校
(看護専門学校の名称及び位置)

第11条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
(略)	
新潟県立十日町看護専門学校	十日町市
新潟県立新発田病院附属看護専門学校	新発田市
新潟県立新発田病院内	
(略)	

(病院の職の設置)

第18条 病院におかれる職は、次条から第20条の2までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。
 事務職員及び技術職員をもつて充てる職

第18条
 (1)～(10)の2 (略)
 (11) 削除
 (12)～(22) (略)
(23) 救急救命士
 (略)

第20条 (略)

第9条 (略)
 2～4 (略)
 5 県立中央病院、県立松代病院、県立十日町病院、県立新発田病院及び県立坂町病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。
 6～8 (略)

第2節 削除

第10条 削除

第3節 看護専門学校
(看護専門学校)

第11条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
(略)	
新潟県立十日町看護専門学校	十日町市
新潟県立吉田病院附属看護専門学校	燕市
新潟県立吉田病内	
新潟県立新発田病院附属看護専門学校	新発田市
新潟県立新発田病院内	
(略)	

(病院の職の設置)

第18条 病院におかれる職は、次条から第20条の2までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。
 事務職員及び技術職員をもつて充てる職

第18条
 (1)～(10)の2 (略)
 (11) マッサージ師
 (12)～(22) (略)
 (略)

第20条 (略)

- 2 (略)
- 3 前 2 項に規定するもののほか、県立中央病院に内視鏡センター長及び脊椎外科センター長を置く。
- 4～7 (略)

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、看護専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、臨床検査専門幹、理学療法専門幹、作業療法専門幹、看護専門幹（次項において「参与等」という。）を置くことができる。

- 2 (略)

第4節 診療所に置かれる職

(診療所の職の設置)

第21条 診療所に置かれる職は、次条から第22条の3までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつて充てる職

- (1) 主事
- (2) 技師
- (3) 医師
- (4) 歯科医師
- (5) 薬剤師
- (6) 診療放射線技師
- (6)の2 医学物理士
- (7) 臨床検査技師
- (7)の2 臨床工学技士
- (8) 管理栄養士
- (9) 作業療法士
- (10) 理学療法士
- (10)の2 言語聴覚士
- (11) 視能訓練士
- (12) 歯科衛生士
- (13) 医療ソーシャルワーカー
- (14) 臨床心理員
- (15) 司書
- (16) 臨床児童相談員
- (17) 児童指導員
- (18) 専門看護師

- 2 (略)
- 3 前 2 項に規定するもののほか、県立中央病院診療部に内視鏡センター長を置く。
- 4～7 (略)

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、看護専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、理学療法専門幹、作業療法専門幹、看護専門幹（次項において「参与等」という。）を置くことができる。

- 2 (略)

第4節 削除

第21条 削除

(19) 助産師 (20) 看護師 (21) 准看護師 (22) 救急救命士 用員をもつて充てる職 (1) 事務員 (2) 技術員 (3) 調理師 (4) クリーニング師 (診療所の職制上の職) 第22条 <u>診療所にセンター長を置く。</u> 2 <u>センター長は、上司の命を受け、診療所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> 第22条の2 <u>診療所に次のとおり長を置く。</u> 事務長 経営課長 経営係長 臨床検査技師長 副看護師長 2 <u>前項の規定にかかわらず診療所の規格その他の状況により、長を置かないことができる。</u> 3 <u>第1項に規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理する。</u> (副参事等) 第22条の3 <u>診療所に、副参事、医事企画員、主査、主任、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、薬剤科長、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、看護専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、臨床検査専門幹、理学療法専門幹、作業療法専門幹、看護専門幹（次項において「副参事等」という。）を置くことができる。</u> 2 <u>副参事等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</u>	第22条 削除 (略)
--	------------------------

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県病院局管理規程第 6 号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第 2 条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第 9 条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。 （1）～（5） （略） （6）局本庁 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号）第 2 章に規定するものをいう。ただし、第 5 章第 1 節から第 3 節までにおいては、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）第 11条に規定する病院を含むものとする。 （7）～（8） （略） 2 ～ 4 （略） （出納事務の委任等） 第 7 条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第 9 条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。 （1）現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）、有価証券及び物品の出納及び保管をすること。 <u>（2）支出負担行為に関する確認をすること。</u> <u>（3）収支命令行為に関する確認をすること。</u> <u>（4）資産、負債及び資本の増減異動に関する記録管理をすること。</u>	（用語の定義） 第 2 条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第 9 条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。 （1）～（5） （略） （6）局本庁 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号）第 2 章に規定するものをいう。ただし、第 5 章第 1 節から第 3 節までにおいては、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）第 11条に規定する病院及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校を含むものとする。 （7）～（8） （略） 2 ～ 4 （略） （出納事務の委任等） 第 7 条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第 9 条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。 （1）現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）、有価証券及び物品の出納及び保管をすること。 <u>（2）小切手帳の保管をすること。</u> <u>（3）支出負担行為に関する確認をすること。</u> <u>（4）収支命令行為に関する確認をすること。</u> <u>（5）資産、負債及び資本の増減異動に関する記録管理をすること。</u>

(5) 次項の規定による施設の企業出納員が行った収支命令行為に関する確認事務及び局本庁における収支命令行為に関する確認事務に基づき、出納取扱金融機関に対してインターネットバンキングによる口座振替の通知を行うこと。

(6) 2以上の金融機関における預金の預け替えをすること。

(7) 同一金融機関内での預金種目の組替えをすること。

2～4 (略)

(資金前渡の範囲)

第58条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1) ～(5) (略)

(6) 官公署に対して支払う経費

(7) ～(14) (略)

(直接払)

第74条 (削除)

(小切手の記載事項)

第79条 (削除)

(6) 次項の規定による施設の企業出納員が行った収支命令行為に関する確認事務及び局本庁における収支命令行為に関する確認事務に基づき、小切手を振り出し、又は出納取扱金融機関に対してインターネットバンキングによる口座振替の通知を行うこと。

(7) 2以上の金融機関における預金の預け替えをすること。

(8) 同一金融機関内での預金種目の組替えをすること。

2～4 (略)

(資金前渡の範囲)

第58条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1) ～(5) (略)

(6) 国又は地方公共団体の機関等に対して支払う経費

(7) ～(14) (略)

(直接払)

第74条 局本庁の企業出納員は、債権者に直接支払をしようとするときは、当該債権者に対して小切手を振り出して行わなければならない。

2 局本庁の企業出納員は、前項の規定により小切手を振り出したときは、債権者から領収書を徴するとともに、速やかに出納店に小切手振出済通知書を交付しなければならない。

(小切手の記載事項)

第79条 局本庁の企業出納員は、その振り出す小切手に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 支払金額

(2) 支払をする出納店の名称

(3) 受取人の氏名

(4) 小切手の持参人が支払を受ける旨

(5) 振出しの年月日、振出地及び支払地

(6) 会計年度、会計名及び番号

2 局本庁の企業出納員が振り出す小切手は、記名式持参人払式としなければならない。ただし、資金前渡職員又は出納店を受取人として振り出す小切手は、

(小切手等の確認)

第80条 (削除)

(事業外現金等)

第88条 事業外現金等とは、次の各号に掲げる現金又は有価証券をいう。

(1) ～(4) (略)

(5) その他法律又は政令の規定により保管するもの

(報告セグメントの区分)

第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) まつだい診療センター

(2) ～(14) (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～ク (略)

ケ 照明器具

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ケ (略)

コ 設備の保守管理

サ 電子計算機の保守管理

(3) (略)

記名式として指図禁止の旨を記載しなければならない。

(小切手等の確認)

第80条 局本庁の企業出納員は、小切手を振り出し、又は小切手振出済通知書を発行するときは、金額の確認を行い、当該金額を記載した頭部に確認の私印を押印しなければならない。ただし、第6条第3項又は第4項の規定により代決を行う場合は、当該代決を行う者が確認の私印を押印するものとする。

(事業外現金等)

第88条 事業外現金等とは、次の各号に掲げる現金又は有価証券をいう。

(1) ～(4) (略)

(5) 出納店及び収納店の提供する担保

(6) その他法律又は政令の規定により保管するもの

(報告セグメントの区分)

第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 松代病院

(2) ～(14) (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～ク (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ケ (略)

(3) (略)

(契約保証金)

第186条 契約を締結する者は、契約金額（次の各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。第201条の2第1項に規定する電子入札による普通財産の売払いを行うことができるシステム（以下「財産売払いシステム」という。）による入札の場合にあっては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を、現金で納付しなければならない。

(1) ～(3) (略)

2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) ～(4) (略)

3 予算執行職員は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) ～(7) (略)

4 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。

(入札保証金)

第196条 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる契約金額（第186条第1項各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。）の100分の5（財産売払いシステムによる入札の場合にあっては、予定価格の100分の10）以上の金額の入札保証金を、現金で納付しなければならない。

2 ～ 5 (略)

(契約保証金)

第186条 契約を締結する者は、契約金額（次の各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。第201条の2第1項に規定する電子入札による普通財産の売払いを行うことができるシステム（以下「財産売払いシステム」という。）による入札の場合にあっては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を、現金(金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)で納付しなければならない。

(1) ～(3) (略)

2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) ～(4) (略)

3 予算執行職員は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき大蔵大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) ～(7) (略)

4 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。

(入札保証金)

第196条 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる契約金額（第186条第1項各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。）の100分の5（財産売払いシステムによる入札の場合にあっては、予定価格の100分の10）以上の金額の入札保証金を、現金(金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)で納付しなければならない。

2 ～ 5 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第161条の 6 の規定は、令和 8 年度の事業年度から適用し、令和 7 年度以前の事業年度については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第186条及び第196条の規定は、令和 8 年度の事業年度から適用する。ただし令和 8 年 3 月 31 日以前に金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手については、なお従前の例による。

新潟県病院局管理規程第 7 号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号）第19条に規定する病院の院長を、<u>「センター長」</u>とは、同規程第22条に規定する診療所の<u>センター長</u>を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長をいう。 （院長等への共通委任） 第 3 条 次に掲げる事務は、院長、<u>センター長</u>及び校長に委任する。 (1) （略） (2) 職員の旅行（院長、<u>センター長</u>及び校長の 5 日以上の旅除く。次号において同じ。）の命令をすること。 (3)～(5)の 5 （略） (6) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 1 項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 7 年人事委員会規則第 8－55号）第24条第 1 項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事（院長、<u>センター長</u>及び校長の 5 日以上に係るもの並びに結核性疾除く。）。 (6)の 2～(16) （略） (17) 病院及び診療所の災害対策に關すること。 (18) 病院及び診療所の分掌事務の執行に關し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。 (19) （略） （委任の特例） 第 4 条 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長、<u>センター長</u>又は校長は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。 (1) 院長、<u>センター長</u>又は校長等において特に重要又は異例と認めるもの (2) （略）	（定義） 第 2 条 この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号）第19条に規定する病院の院長を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長をいう。 （院長等への共通委任） 第 3 条 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。 (1) （略） (2) 職員の旅行（院長及び校長の 5 日以上の旅除く。次号において同じ。）の命令をすること。 (3)～(5)の 5 （略） (6) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 1 項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 7 年人事委員会規則第 8－55号）第24条第 1 項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事（院長及び校長の 5 日以上に係るもの並びに結核性疾除く。）。 (6)の 2～(16) （略） (17) 病院の災害対策に關すること。 (18) 病院の分掌事務の執行に關し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。 (19) （略） （委任の特例） 第 4 条 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長又は校長は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。 (1) 院長又は校長等において特に重要又は異例と認めるもの (2) （略）

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県病院局管理規程第 8 号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和 36 年新潟県病院局管理規程第 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
別表第 1 （第 3 条関係） 医 師 職 給 料 表 (略)	別表第 1 （第 3 条関係） 医 師 職 給 料 表 (略)																
備考 (1) この表は、 <u>病院及び診療所</u> に勤務する医師等に適用する。	備考 (1) この表は、 <u>病院</u> に勤務する医師等に適用する。																
(2) (略)	(2) (略)																
別表第 2 （第 4 条関係） 医師職給料表級別標準職務表	別表第 2 （第 4 条関係） 医師職給料表級別標準職務表																
<table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>標準職務内容</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td> 1・2 (略) <u>3 診療所の長の職務</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	職務の級	標準職務内容	(略)	(略)	3 級	1・2 (略) <u>3 診療所の長の職務</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>標準職務内容</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td> 1・2 (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	職務の級	標準職務内容	(略)	(略)	3 級	1・2 (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)	(略)	(略)
職務の級	標準職務内容																
(略)	(略)																
3 級	1・2 (略) <u>3 診療所の長の職務</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)																
(略)	(略)																
職務の級	標準職務内容																
(略)	(略)																
3 級	1・2 (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)																
(略)	(略)																

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県病院局管理規程第 9 号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
施 設	職 員	調整数	施 設	職 員	調整数
(略)			(略)		
上記以外の新潟県立病院、 <u>診療所及び看護専門学校</u>	(略)		上記以外の新潟県立病院及び看護専門学校	(略)	
	3～7 (略)	2		3～7 (略)	2
	8 理学療法士、作業療法士（調整数 3 の者を除く。） <u>及び言語聴覚士</u>			8 理学療法士、作業療法士（調整数 3 の者を除く。） <u>、言語聴覚士及びマッサージ師</u>	
	9 (略)			9 (略)	
	(略)			(略)	

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（特殊診療手当） 第5条 （略） 2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。 (1) 医師等の診療科に応じ次に定める額 ア 放射線科、麻酔科、病理検査科及び研究部専任の医師等並びに病院局長の承認を得た医師等（以下これらの者をこの項において「特例者」という。）については、当該病院又は診療所（以下「病院等」という。）の技術料の合計に1,000分の373を乗じて得た額（以下この項において「算定基礎額」という。）を、当該病院等の医師等の合計人数で除して得た額 イ ア以外の医師等については、次に掲げる算式により算定して得た額の合計額 (ア) 当該診療科の患者数に応じ次の算式により算定して得た額 $((\text{算定基礎額} - \text{A}) \times 0.3 \times \text{B} \div \text{C}) \div \text{D}$ 算式の符号 A アにより得られた特例者の額の合計 B 当該診療科の患者数 C 当該病院等の患者数の合計 D 当該診療科の医師等の人数 (イ) 当該診療科の技術料に応じ次の算式により算定して得た額 $((\text{算定基礎額} - \text{A}) \times 0.7 \times \text{E} \div \text{F}) \div \text{D}$ 算式の符号 A アにより得られた特例者の額の合計 D 当該診療科の医師等の人数 E 当該診療科の技術料 F 当該病院等の技術料の合計 (2) （略） (3) 別表第2の区分欄に掲げる病院等に常時勤務する医師等については、当該区分に応じて同表支給月額欄の欄に定める額 (4)～(6) （略） 3・4 （略）	（特殊診療手当） 第5条 （略） 2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。 (1) 医師等の診療科に応じ次に定める額 ア 放射線科、麻酔科、病理検査科及び研究部専任の医師等並びに病院局長の承認を得た医師等（以下これらの者をこの項において「特例者」という。）については、当該病院の技術料の合計に1,000分の373を乗じて得た額（以下この項において「算定基礎額」という。）を、当該病院の医師等の合計人数で除して得た額 イ ア以外の医師等については、次に掲げる算式により算定して得た額の合計額 (ア) 当該診療科の患者数に応じ次の算式により算定して得た額 $((\text{算定基礎額} - \text{A}) \times 0.3 \times \text{B} \div \text{C}) \div \text{D}$ 算式の符号 A アにより得られた特例者の額の合計 B 当該診療科の患者数 C 当該病院の患者数の合計 D 当該診療科の医師等の人数 (イ) 当該診療科の技術料に応じ次の算式により算定して得た額 $((\text{算定基礎額} - \text{A}) \times 0.7 \times \text{E} \div \text{F}) \div \text{D}$ 算式の符号 A アにより得られた特例者の額の合計 D 当該診療科の医師等の人数 E 当該診療科の技術料 F 当該病院の技術料の合計 (2) （略） (3) 別表第2の区分欄に掲げる病院に常時勤務する医師等については、当該区分に応じて同表支給月額欄の欄に定める額 (4)～(6) （略） 3・4 （略）

(応援診療手当)

第6条 職員のうち、医師等が次に掲げる業務をしたときは、応援診療手当を支給する。

- (1) 新潟県病院局助勤規程（昭和30年病院局管理規程第11号。次号において「助勤規程」という。）の規定により、所属する病院等以外の県立病院（次号において「他病院」という。）又は診療所において診療業務に従事した場合

(2)・(3) (略)

2 (略)

別表第2（第5条関係）

区 分	支給月額
<u>まつだい診療センター</u>	169,200円
(略)	

備考 まつだい診療センター及び妙高病院にあつては50,000円を、津川病院及び柿崎病院にあつては30,000円を支給月額に加えて支給する。

(応援診療手当)

第6条 職員のうち、医師等が次に掲げる業務をしたときは、応援診療手当を支給する。

- (1) 新潟県病院局助勤規程（昭和30年病院局管理規程第11号。次号において「助勤規程」という。）の規定により、所属する病院以外の県立病院（次号において「他病院」という。）において診療業務に従事した場合

(2)・(3) (略)

2 (略)

別表第2（第5条関係）

区 分	支給月額
<u>松代病院</u>	169,200円
(略)	

備考 松代病院及び妙高病院にあつては50,000円を、津川病院及び柿崎病院にあつては30,000円を支給月額に加えて支給する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程（昭和46年新潟県病院局管理規程第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前																		
（特地勤務手当） 第2条 別表に定める離島その他生活の著しく不便な地に所在する病院又は診療所（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。 2～4 （略） 別表第1（第2条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分 <table><tr><td>所在地</td><td>特地公署</td><td>級地区分</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>1 級地</td></tr><tr><td>十日町市</td><td>県立まつだい診療センター</td><td></td></tr></table>			所在地	特地公署	級地区分	（略）		1 級地	十日町市	県立まつだい診療センター		（特地勤務手当） 第2条 別表に定める離島その他生活の著しく不便な地に所在する病院（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。 2～4 （略） 別表第1（第2条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分 <table><tr><td>所在地</td><td>病院名</td><td>級地区分</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>1 級地</td></tr><tr><td>十日町市</td><td>県立松代病院</td><td></td></tr></table>			所在地	病院名	級地区分	（略）		1 級地	十日町市	県立松代病院	
所在地	特地公署	級地区分																					
（略）		1 級地																					
十日町市	県立まつだい診療センター																						
所在地	病院名	級地区分																					
（略）		1 級地																					
十日町市	県立松代病院																						

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県病院局管理規程第12号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)	5 種	施設	(略)	5 種
	(略) 中央病院内視鏡センタ ー長 中央病院脊椎外科セン ター長			(略) 中央病院内視鏡センタ ー長	
	(略) まつだい診療センター 長			(略)	
	(略)				
	薬剤部長（妙高病院、 十日町病院、精神医療 センター、津川病院又 は坂町病院に置かれる ものに限る。）	5 種		薬剤部長（妙高病院、 松代病院、十日町病院、 精神医療センター、津 川病院又は坂町病院に 置かれるものに限る。）	5 種
(略)		(略)			
備考 （略）			備考 （略）		

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第 1 条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（公印の種類） 第 2 条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>新潟県立「何々」診療センター長印</u> (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) <u>新潟県立「何々」診療センター企業出納員</u> <u>印</u> (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) 2 (略)	（公印の種類） 第 2 条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) 2 (略)

第 2 条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

公印のひな形及び寸法

新 潟 県 病 院 事 業 管 理 者 印 27mm 平方	新 潟 県 病 院 局 長 印 27mm 平方	新 潟 県 病 院 局 総 務 課 長 印 24mm 平方	新 潟 県 病 院 局 経 営 企 画 課 長 印 24mm 平方	新 潟 県 病 院 局 業 務 課 長 印 27mm 平方
新 潟 県 立 何 々 病 院 長 印 27mm 平方	新 潟 県 立 何 々 セ ン タ ー 院 長 印 27mm 平方	新 潟 県 立 何 々 診 療 セ ン タ ー 長 印 27mm 平方	新潟県立何々 病 院 附 属 看 護 専 門 学 校 長 印 27mm 平方	新 潟 県 病 院 局 企 業 出 納 員 印 18mm 平方
新 潟 県 立 何 々 病 院 企 業 出 納 員 印 18mm 平方	新 潟 県 立 何 々 診 療 セ ン タ ー 企 業 出 納 員 印 18mm 平方	新 潟 県 立 何 々 病 院 附 属 看 護 専 門 学 校 印 27mm 平方	新 潟 県 病 院 事 業 管 理 者 印 専 用 30mm 平方	新潟県立何々 看 護 専 門 学 校 長 印 27mm 平方

新潟県立何々
看護
専門学校
印

30mm平方

備考 字体は、適宜とする。

第3条 新潟県病院局公印規程の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(管守) 第4条 第2条第1項第1号から第5号まで及び第<u>10</u>号の公印は、総務課長が管主する。 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、<u>新潟県立診療センター長</u>、新潟県立病院附属看護専門学校長及び新潟県立看護専門学校長がそれぞれ管守する。	(管守) 第4条 第2条第1項第1号から第5号まで及び第<u>9</u>号の公印は、総務課長が管主する。 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、新潟県立病院附属看護専門学校長及び新潟県立看護専門学校長がそれぞれ管守する

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
新潟県立病院及び診療所の料金に関する規程 （趣旨） 第 1 条 この規程は、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に伴い、<u>病院等（診療所を含む。以下同じ。）</u>の料金について必要な事項を定めるものとする。 （料金） 第 2 条 条例第 4 条第 3 項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第 2 第 6 号に規定する資産の譲渡等又は同表第 2 第 8 号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。 別表（第 2 条関係） 1・2 （略） 3 入院室料差額 (1)～(7) （略） ただし、小上がりを設置する場合は、3,300円を増額する。 また、<u>院長等（診療所に置かれるセンター長を含む。以下同じ。）</u>は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることが	新潟県立病院の料金に関する規程 （趣旨） 第 1 条 この規程は、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に伴い、<u>病院</u>の料金について必要な事項を定めるものとする。 （料金） 第 2 条 条例第 4 条第 3 項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第 1 第 6 号に規定する資産の譲渡等又は同表第 1 第 8 号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。 別表（第 2 条関係） 1・2 （略） 3 入院室料差額 (1)～(7) （略） ただし、小上がりを設置する場合は、3,300円を増額する。 また、<u>病院長</u>は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることができる。

できる。

4～9（略）

10 健康診断料

(1) 普通健康診断料

(乳幼児にあつては、4,030 円)

ただし、集団検診の場合は、院長等は、2 割を限度として料金を増減することができる。

(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査

医科点数表により算定した額に 1.1 を乗じて得た額（10 円未満は四捨五入する。）

ただし、集団検診の場合は、院長等は、2 割を限度として料金を増減することができる。

(3)・(4)

(略)

11 予防接種料

1 件につき 280 円に、使用薬剤の購入価格に 1.1 を乗じて得た額を加えた額（10 円未満は四捨五入する。）

ただし、公費対象予防接種の場合は、院長等は 2 割を限度として料金を増減することができる。

なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が 2 割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。

12（略）

13 胎盤処理料

1 件につき 3,200 円の範囲内で院長等が病院局長の承認を得て定める額

14～17（略）

18 人工妊娠中絶手術料

(1)・(2)（略）

(3) 頸管拡張用使用材料

1 回につき病院等における購入価格に 1.1 を乗じて得た額（10 円未満は四捨五入する。）

19～22（略）

23 治療用装具料

病院等における購入価格

24（略）

25 駐車場利用料

利用区分	外来駐車場を利用する時間帯	新潟県立がんセンター新潟
------	---------------	--------------

4～9（略）

10 健康診断料

(1) 普通健康診断料

(乳幼児にあつては、4,030 円)

ただし、集団検診の場合は、病院長は、2 割を限度として料金を増減することができる。

(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査

医科点数表により算定した額に 1.1 を乗じて得た額（10 円未満は四捨五入する。）

ただし、集団検診の場合は、病院長は、2 割を限度として料金を増減することができる。

(3)・(4)

(略)

11 予防接種料

1 件につき 280 円に、使用薬剤の購入価格に 1.1 を乗じて得た額を加えた額（10 円未満は四捨五入する。）

ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は 2 割を限度として料金を増減することができる。

なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が 2 割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。

12（略）

13 胎盤処理料

1 件につき 3,200 円の範囲内で病院長が病院局長の承認を得て定める額

14～17（略）

18 人工妊娠中絶手術料

(1)・(2)（略）

(3) 頸管拡張用使用材料

1 回につき病院における購入価格に 1.1 を乗じて得た額（10 円未満は四捨五入する。）

19～22（略）

23 治療用装具料

病院における購入価格

24（略）

25 駐車場利用料

利用区分	外来駐車場を利用する時間帯	新潟県立がんセンター新潟
------	---------------	--------------

	利用時間	病院		利用時間	病院
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
ただし、医療費の自己負担のない患者が利用するとき、又は患者が利用する場合であって<u>病院等</u>の設備、機器等の故障により利用時間が 3 時間を超えることとなったときは利用料の全部を免除し、患者が利用する場合であって<u>院長等が病院等側</u>の事情により利用時間が 3 時間を超えることとなったものと認めるとき、又は患者以外の者が利用する場合であって<u>院長等が診療その他病院等の運営</u>のため必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。			ただし、医療費の自己負担のない患者が利用するとき、又は患者が利用する場合であって<u>病院</u>の設備、機器等の故障により利用時間が 3 時間を超えることとなったときは利用料の全部を免除し、患者が利用する場合であって<u>病院長が病院側</u>の事情により利用時間が 3 時間を超えることとなったものと認めるとき、又は患者以外の者が利用する場合であって<u>病院長が診療その他病院の運営</u>のため必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。		
26～32 (略)			26～32 (略)		
33 1 件につき、3,120 円に<u>病院等</u>における検査委託金額（容器代等含む）に 1.1 を乗じて得た額を加えた額（10 円未満は四捨五入する。） ただし、(略)			33 1 件につき、3,120 円に<u>病院</u>における検査委託金額（容器代等含む）に 1.1 を乗じて得た額を加えた額（10 円未満は四捨五入する。） ただし、(略)		
34・35 (略)			34・35 (略)		
36 先進医療及び患者申出療養に係る診療料 <u>院長等</u>が病院局長の承認を得て算定した額			36 先進医療及び患者申出療養に係る診療料 <u>病院長</u>が病院局長の承認を得て算定した額		
37～42 (略)			37～42 (略)		
43 入院患者預り金管理料 1 日につき 70 円					
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

- この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の規程は、令和 8 年 4 月 1 日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

病院局訓令

新潟県病院局訓令第 1 号

新潟県病院局文書記号規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県文書記号規程の一部を改正する規程

新潟県病院局文書記号規程（昭和 35 年新潟県病院局訓令第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
第 2 条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。		第 2 条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。	
記 号	病 院 名 等	記 号	病 院 名 等
(略)	(略)	(略)	(略)
県 中 病	新潟県立中央病院	県 中 病	新潟県立中央病院
(略)	(略)	県 松 病	<u>新潟県立松代病院</u>
県 坂 病	新潟県立坂町病院	(略)	(略)
(略)	(略)	県 坂 病	新潟県立坂町病院
県まつ診	<u>新潟県立まつだい診療センター</u>	県古看専	<u>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する

◎新潟県病院局訓令第 2 号

局 本 庁

新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式（昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から実施する。ただし、従前の様式により作成した用紙については、当分の間使用できるものとする。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

第20号様式の1、第20号様式の2、第20号様式の3、第20号様式の4、第29号様式、第30号様式、第59号様式及び第60号様式を次のように改める。

また第59号様式及び第60号様式の名称をそれぞれ「インターネットバンキング支払依頼確認書」「インターネットバンキング支払済報告書」に改める。

第20号様式の1（第28条関係）

納 入 通 知 書（領 収 証 書）（新潟県病院事業会計）

お支払い場所

番 号	〒	
年 度	様	
金 額	%対象（税抜）	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
 第四北越銀行県内全店舗
 大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
 上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

新潟県立

本書のとおり納入してください。

年 月 日

新潟県立

登録番号 T1800020003875

領 収 日 付 印

納付人に交付

第20号様式の1（第28条関係）

納 付 書（新潟県病院事業会計）

お支払い場所

番 号	〒	
年 度	様	
金 額	%対象（税抜）	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
 第四北越銀行県内全店舗
 大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
 上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

出納取扱金融機関

第四北越銀行県庁支店

本書のとおり納付します。

新潟県立

領 収 日 付 印

出納取扱金融機関が保管

第20号様式の1 (第28条関係)

収 納 済 通 知 書 (新潟県病院事業会計)

番 号	〒 ー	
年 度	様	
金 額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

新潟県病院局経営企画課長 様

本書のとおり収納しました。

新潟県立

領 収 日 付 印

病院局経営企画課長が保管

第20号様式の1 (第28条関係)

領 収 済 通 知 書 (新潟県病院事業会計)

番 号	〒 ー	
年 度	様	
金 額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

本書のとおり領収しました。

新潟県立

企業出納員 様

領 収 日 付 印

所轄企業出納員が保管

第20号様式の2 (第62条関係)

返 納 通 知 書 (領 収 証 書) (新潟県病院事業会計)

お支払い場所

番 号	〒 ー	
年 度	様	
金 額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
 第四北越銀行県内全店舗
 大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
 上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

新潟県立

本書のとおり納入してください。

年 月 日

新潟県立

登録番号 T1800020003875

領 収 日 付 印

納付人に交付

第20号様式の2 (第62条関係)

返 納 納 付 書 (新潟県病院事業会計)

お支払い場所

番 号	〒 -	
年 度	様	
金 額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
 第四北越銀行県内全店舗
 大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
 上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

出納取扱金融機関
 第四北越銀行県庁支店

本書のとおり返納します。

新潟県立

領 収 日 付 印

出納取扱金融機関が保管

第20号様式の2 (第62条関係)

返 納 金 収 納 済 通 知 書 (新潟県病院事業会計)

番 号	〒 -	
年 度	様	
金 額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

新潟県病院局経営企画課長 様

本書のとおり収納しました。

新潟県立

領 収 日 付 印

病院局経営企画課長が保管

第20号様式の2 (第62条関係)

返 納 金 領 収 済 通 知 書 (新潟県病院事業会計)

番 号	〒 -	
年 度	様	
金 額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

本書のとおり領収しました。

新潟県立

企業出納員 様

領 収 日 付 印

所轄企業出納員が保管

第20号様式の3(第34条関係) 現金払込領収書(新潟県病院事業会計)

(その1)

番 号	新潟県立 企業出納員様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

新潟県立
登録番号 T1800020003875

領 収 日 付 印

納付人に交付

第20号様式の3(第34条関係) 現金払込書(新潟県病院事業会計)

(その2)

番 号	新潟県立 企業出納員様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

出納取扱金融機関
銀行 支店
本書のとおり払込します。

新潟県立

領 収 日 付 印

出納取扱金融機関が保管

第20号様式の3(第34条関係) 収納済通知書(新潟県病院事業会計)

(その3)

番 号	新潟県立 企業出納員様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

新潟県病院局経営企画課長 様

本書のとおり収納しました。

新潟県立

領 収 日 付 印

病院局経営企画課長が保管

第20号様式の3 (第34条関係)

現金領収済通知書 (新潟県病院事業会計)

(その4)

番 号	新潟県立 企業出納員様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

本書のとおり領収しました。

新潟県立

企業出納員 様

領 収 日 付 印

所轄企業出納員が保管

第20号様式の4 (第44条の4関係)

受託現金払込書(領収証書) (新潟県病院事業会計)

(その1)

番 号	受託者名 様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

新潟県立

取扱者

領 収 日 付 印

納付人に交付

第20号様式の4 (第44条の4関係)

受託現金払込書 (新潟県病院事業会計)

(その2)

番 号	受託者名 様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

本書のとおり払込します。

新潟県立

取扱者

領 収 日 付 印

企業出納員又は出納店が保管

第20号様式の4（第44条の4関係）

受託現金収納済通知書 (新潟県病院事業会計)

(その3)

番 号	受託者名
年 度	様
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

新潟県病院局経営企画課長 様

本書のとおり収納しました。

新潟県立

領収日付印

病院局経営企画課長が保管

第20号様式の4（第44条の4関係）

受託現金領収済通知書 (新潟県病院事業会計)

(その4)

番 号	受託者名
年 度	様
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

本書のとおり領収しました。

新潟県立

領 収 日 付 印

出納店又は収納店へ払込の場合に所管企業出納員が保管

第 5 9 号様式

インターネットバンキング支払依頼確認書

新潟県病院局出納取扱機関

銀行 支店 御中

新潟県病院局企業出納員 ⑨

下記内訳のとおりデータ
伝送したので確認願いま
す。

支 払 指 定 日	令和 年 月 日
デ ー タ 伝 送 日	令和 年 月 日

金額

施設名 委託者コード	件数	金額	施設名 委託者コード	件数	金額
妙高			十日町		
中央			精神医療センター		
まつだい診療センター			吉田		
柿崎			局本庁		
津川					
がんセンター					
新発田					
坂町					

がんセンター

24件

¥12,130,451-

第60号様式

インターネットバンキング支払済報告書

新潟県病院局企業出納員 殿

新潟県病院局出納取扱機関

銀行 支店 ⑨

データ伝送による通知に基づき支払が完了したことを報告します。

支払指定日	令和 年 月 日
データ伝送日	令和 年 月 日

金額

施設名	件数	金額	施設名	件数	金額
妙高			十日町		
中央			吉田		
まつだい診療センター			精神医療センター		
柿崎			局本庁		
津川					
がんセンター					
新発田					
坂町					

備考

新潟県病院局訓令第 3 号

局 本 庁
地域機関
施 設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第 2 号）の一部を次の表のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表第 3（第16条関係）		別表第 3（第16条関係）	
施設種類	代決の順序	施設種類	代決の順序
病院	1 院長の権限の代決 (1) 院長が不在のときは、副院長（副院長が複数の場合は、院長があらかじめ指定した順位による。） (2) 院長及び副院長がともに不在のときは、事務長 (3) 院長、副院長及び事務長がともに不在のときは、その事務を担当する部の長	病院	1 院長の権限の代決 (1) 院長が不在のときは、副院長（副院長が複数の場合は、院長があらかじめ指定した順位による。） (2) 院長及び副院長がともに不在のときは、事務長 (3) 院長、副院長及び事務長がともに不在のときは、その事務を担当する部の長
	2 事務長の権限の代決 (1) 事務長が不在のときは、事務長補佐 (2) 事務長及び事務長補佐がともに不在のときは、庶務課長又は経営課長		2 事務長の権限の代決 (1) 事務長が不在のときは、事務長補佐 (2) 事務長及び事務長補佐がともに不在のときは、庶務課長又は経営課長
診療所	1 センター長の権限の代決 (1) センター長が不在のときは、事務長 (2) センター長及び事務長がともに不在のときは、経営課長	看護専門学校	看護専門学校長の代決 (1) 看護専門学校長が不在のときは事務長 (2) 看護専門学校長及び事務長がともに不在のときは、看護専門学校長があらかじめ指定した職員
	2 事務長の権限の代決 (1) 事務長が不在のときは、経営課長 (2) 事務長及び経営課長がともに不在のときは、経営係長		
看護専門学校	看護専門学校長の代決 (1) 看護専門学校長が不在のときは、事務長 (2) 看護専門学校長及び事務長がともに不在のときは、看護専門学校長があらかじめ指定した職員		

病院局告示

◎新潟県病院局告示第 1 号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年 7 月新潟県病院局告示第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年 7 月新潟県病院局告示第 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前	
新潟県の設置する病院及び診療所の診療科目の指定			新潟県の設置する病院の診療科目の指定	
新潟県の設置する病院及び診療所の診療科目を次のとおり定め、昭和46年8月1日から適用する。			新潟県の設置する病院の診療科目を次のとおり定め、昭和46年8月1日から適用する。	
（略）			（略）	
種類	病院名	診療科目	病院名	診療科目
病院	（略）		（略）	
	新潟県立中央病院	（略）	新潟県立中央病院	（略）
	（略）		新潟県立松代病院	内科、精神科、整形外科、泌尿器科、眼科
診療所	新潟県立まつだい診療センター	内科、精神科、整形外科	（略）	

人事委員会規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 2－122 号

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（規則第 2－43 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（委任事項） 第 2 条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(24) (略) (25) 採用試験の<u>合格者（最終合格者を除く。）</u>を決定すること。 (26)～(28) (略) (29) 次に掲げる条例又は規則の規定により、手当の支給に関する基準を定め、又は承認等を行うこと。 ア～サ (略) <u>シ 寒冷地手当に関する規則（規則第 6－1485 号）</u> <u>ス</u> (略) <u>セ</u> (略) (30)～(34) (略)	（委任事項） 第 2 条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(24) (略) (25) 採用試験の<u>第 1 次試験合格者</u>を決定すること。 (26)～(28) (略) (29) 次に掲げる条例又は規則の規定により、手当の支給に関する基準を定め、又は承認等を行うこと。 ア～サ (略) <u>シ</u> (略) <u>ス</u> (略) (30)～(34) (略)

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 5－70 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第 5－18 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第 2 （第 28 条、第 33 条関係） (1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職 ア～カ （略） キ 歯科衛生士 歯科技工士 マッサージ師 視能訓練士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 薬剤師（病院局長が採用するものに限る。） 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。） <u>医学物理士 救急救命士 病院事務</u> ク～コ （略） サ 警察官（財務捜査員） <u>警察官（サイバー特別捜査員） 警察官（かつて警察官として勤務していた者を再度採用するもの）</u> シ （略） ス <u>心理カウンセラー</u> セ 航空整備士 自動車整備士 <u>航空操縦士</u> ソ <u>醸造</u> タ <u>原子力工学</u> チ <u>文化財調査員</u> ツ <u>情報（ICT）</u> (2) （略）	別表第 2 （第 28 条、第 33 条関係） (1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職 ア～カ （略） キ 歯科衛生士 歯科技工士 マッサージ師 視能訓練士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 薬剤師（病院局長が採用するものに限る。） 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。） ク～コ （略） サ 警察官（財務捜査員） シ （略） ス <u>犯罪被害者等カウンセラー</u> セ 航空整備士 自動車整備士 (2) （略）

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6－1957 号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第 6－45 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 を次のように改める。

別表第 9

経験年数換算表

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割
	その他の期間	10割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	2割5分以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職員については、5割以下）

備考 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 －1958号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第 6 －48号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）			別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
中央児童相談所、 <u>長岡児童相談所、上越児童相談所及び女性相談支援センター</u>	専ら児童又は女性の一時保護の業務に従事する職員	3	中央児童相談所及び女性相談支援センター	専ら児童又は女性の一時保護の業務に従事する職員	3
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1959 号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 扶養手当の支給に関する規則（規則第 6 - 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（認定等） 第 4 条 （略） 2 任命権者は、扶養親族たる子（一般職員給与条例第 16 条第 3 項及び市町村立学校条例第 17 条第 3 項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）又は一般職員給与条例第 16 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号若しくは市町村立学校職員給与条例第 17 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に該当する扶養親族が<u>22 歳に達する日以後</u>の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養親族たる子で<u>15 歳に達する日後</u>の最初の 4 月 1 日から<u>22 歳に達する日以後</u>の最初の 3 月 31 日の間にある子でなかった者が当該期間にある子となつた場合については、別紙様式第 2 の扶養手当認定簿に記載され又は第 5 項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。 3～6 （略）	（認定等） 第 4 条 （略） 2 任命権者は、扶養親族たる子（一般職員給与条例第 16 条第 3 項及び市町村立学校条例第 17 条第 3 項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）又は一般職員給与条例第 16 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号若しくは市町村立学校職員給与条例第 17 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に該当する扶養親族が<u>満 22 歳に達した日以後</u>の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養親族たる子で<u>満 15 歳に達する日後</u>の最初の 4 月 1 日から<u>満 22 歳に達する日以後</u>の最初の 3 月 31 日の間にある子でなかった者が当該期間にある子となつた場合については、別紙様式第 2 の扶養手当認定簿に記載され又は第 5 項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。 3～6 （略）

第 2 条 扶養手当の支給に関する規則（規則第 6 - 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（扶養親族の範囲） 第 2 条 一般職員給与条例第 16 条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第 17 条第 2 項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1) （略） (2) 年額 130 万円以上 <u>(18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては、年額 150 万円以上)</u> の恒常的な所得があると見込まれる者 (3) （略）	（扶養親族の範囲） 第 2 条 一般職員給与条例第 16 条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第 17 条第 2 項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1) （略） (2) 年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 (3) （略）

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の扶養手当の支給に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6－1960 号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（規則第 6－1515 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（支給地域等） 第 2 条 一般職員給与条例第 17 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域及び同条第 2 項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。 （1）～（3） （略） 2 （略） 附 則 1 （略） （令和 10 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による地域手当の支給割合） 2 令和 10 年 3 月 31 日までの間における第 2 条第 1 項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）～（3） （略） （4）東京都府中市 <u>100 分の 16</u> （5）立川市 <u>100 分の 16</u> （6）新潟県 <u>100 分の 0.5</u>	（支給地域等） 第 2 条 一般職員給与条例第 17 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域及び同条第 2 項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。 （1）～（3） （略） <u>（4）新潟県 100 分の 1</u> 2 （略） 附 則 1 （略） （令和 10 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による地域手当の支給割合） 2 令和 10 年 3 月 31 日までの間における第 2 条第 1 項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）～（3） （略） （4）東京都府中市 <u>100 分の 15</u> （5）立川市 <u>100 分の 14</u> （6）新潟県 <u>100 分の 1</u>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6－1961 号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第 6－1313 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
（夜間特殊業務手当） 第36条 条例第53条第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、<u>警務部情報技術企画課照会センター</u>に勤務する職員とする。 （併給禁止） 第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第 14 条又は市町村立学校職員給与条例第 14 条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>中央児童相談所、<u>長岡児童相談所</u>、<u>上越児童相談所</u>又は女性相談支援センターに勤務する職員</td><td>社会福祉業務手当</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table> 2 （略）	（略）		中央児童相談所、 <u>長岡児童相談所</u> 、 <u>上越児童相談所</u> 又は女性相談支援センターに勤務する職員	社会福祉業務手当	（略）		（夜間特殊業務手当） 第36条 条例第53条第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、<u>警務部情報管理課照会センター</u>に勤務する職員とする。 （併給禁止） 第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第 14 条又は市町村立学校職員給与条例第 14 条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員</td><td>社会福祉業務手当</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table> 2 （略）	（略）		中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員	社会福祉業務手当	（略）	
（略）													
中央児童相談所、 <u>長岡児童相談所</u> 、 <u>上越児童相談所</u> 又は女性相談支援センターに勤務する職員	社会福祉業務手当												
（略）													
（略）													
中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員	社会福祉業務手当												
（略）													

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6－1962 号

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第 1 条 特地勤務手当等に関する規則（規則第 6－470 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 5 条 一般職員給与条例第 20 条の 3 第 2 項の規定により同条第 1 項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下「適用日」という。）の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、一般職員給与条例第 20 条の 3 第 2 項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前 3 年以内に当該公署に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）</u> (2) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日の前日に一般職員給与条例第 20 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</u> (3) (略) 2 一般職員給与条例第 20 条の 3 第 2 項に規定する職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第 1 号に規定する職員 <u>適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合にこの項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</u>	第 5 条 一般職員給与条例第 20 条の 3 第 2 項の規定により同条第 1 項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、一般職員給与条例第 20 条の 3 第 2 項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前 3 年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの</u> (2) <u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に一般職員給与条例第 20 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</u> (3) (略) 2 一般職員給与条例第 20 条の 3 第 2 項に規定する職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 前項第 1 号に規定する職員 <u>当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）として引き続き勤務していたものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</u>

(3) 前項第 2 号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額

(4) (略)

(3) 前項第 2 号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(4) (略)

第 2 条 特地勤務手当等に関する規則の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係) 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係) 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所 在 地	公 署	級別区分	所 在 地	公 署	級別区分
(略) 南魚沼市	(略) (略) 南魚沼警察署上原駐在所	1 級 地	(略) 南魚沼市	(略) (略) 南魚沼警察署上原駐在所 <u>南魚沼警察署茗荷沢駐在所</u>	1 級 地
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略) 佐 渡 市	(略) (略) 佐渡高等学校相川分校 <u>佐渡高等学校両津キャンパス</u>	2 級 地	(略) 佐 渡 市	(略) (略) 佐渡高等学校相川分校	2 級 地
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 3 条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (規則第 6 - 1936 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
附 則		附 則	
1	(略)	1	(略)
			(暫定再任用職員に関する経過措置)
		2	<u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例 (令和 4 年条例第 31 号。以下「令和 4 年改正条例」という。)</u> 附則第 3 条第 4 項に規定する <u>暫定再任用職員 (以下「暫定再任用職員」という。)</u> に対するこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則 (以下「改正後の規則」という。)第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、 <u>同条第 1 項第 1 号中「法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用 (職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例 (令和 4 年条例第 31 号。以下「令和 4 年改正条例」という。)</u> 附則第 3 条第 1 項第 4 号に規定する <u>暫定再任用をいう。以下同じ。)</u> 」と、同項第 2 号中「法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用」とあるのは

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置) 2 <u>規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項、<u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例</u>（令和 4 年条例第 31 号。以下「<u>令和 4 年改正条例</u>」という。）附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定（以下「<u>法第 22 条の 4 第 1 項等の規定</u>」という。）による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は<u>当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日</u>が令和 7 年 4 月 1 日以後である定年前再任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員（令和 4 年改正条例附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。）について適用する。</u> 3 <u>規則第 5 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 59 号）第 20 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日</u>が令和 7 年 4 月 1 日以後である場合について適用する。	<u>「暫定再任用」と、同条第 2 項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」とあるのは「暫定再任用職員（令和 4 年改正条例附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第 3 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。</u> (定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置) 3 <u>改正後の規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項、<u>令和 4 年改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定</u>（以下「<u>法第 22 条の 4 第 1 項等の規定</u>」という。）による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日</u>が令和 7 年 4 月 1 日以後である定年前再任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員について適用する。 4 <u>改正後の規則第 5 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 59 号）第 20 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日</u>が令和 7 年 4 月 1 日以後である場合について適用する。
---	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則及び第 3 条の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 － 1963 号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部改正)

第 1 条 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則 (規則第 6 － 492 号) の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 6 条 市町村立学校職員給与条例第 30 条の 4 第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日 (以下「指定日」という。) <u>前 3 年以内に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの</u> (2) <u>新たに採用された職員で、新たに採用された日 (以下「採用日」という。)の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校又は共同調理場に勤務する職員で、指定日前 3 年以内に当該学校又は共同調理場に異動したことに伴つて住居を移転したものとなるもの</u> (3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、前 2 号に規定する職員との権衡上必要がある職員として委員会が認めるもの</u> 2 <u>前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u> (1) 前項第 1 号に<u>掲げる職員</u> 当該職員の指定日に<u>勤務する学校又は共同調理場が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる</u>	第 6 条 市町村立学校職員給与条例第 30 条の 4 第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日 (以下「指定日」という。) <u>前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して 3 年を経過していないもの</u> (2) <u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用 (法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。)をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していたへき地等学校に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前日から引き続き勤務していたものとした場合に、前号に規定する新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に在勤する職員で、指定日前 3 年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの</u> (3) <u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に市町村立学校職員給与条例第 30 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前日から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</u> (4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、前 3 号に規定する職員との権衡上必要がある職員として委員会が認めるもの</u> 2 <u>前項に規定する職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u> (1) 前項第 1 号に<u>規定する職員</u> 当該職員の指定日に<u>在勤する学校が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</u>

期間及び額 (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項(第1号に係る部分に限る。)及びこの項(前号に係る部分に限る。)の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額 (3) 前項第3号に掲げる職員 別に委員会が定める期間及び額	(2) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 (3) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額 (4) 前項第4号に規定する職員 別に委員会が定める期間及び額
--	--

第2条 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1 (第2条、第4条関係)			別表第1 (第2条、第4条関係)		
へき地学校級別区分			へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級 地	(略)	(略)	1 級 地
十日町市	(略)		十日町市	(略)	
糸魚川市	松之山中学校		糸魚川市	<u>根知小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	(略)		佐渡市	(略)	
(略)	新穂小学校	2 級 地	(略)	新穂小学校	2 級 地
(略)	(略)		(略)	<u>行谷小学校</u>	
(略)	真野中学校		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	真野中学校	
(略)	(略)		(略)	<u>佐和田学校給食センター</u>	
佐渡市	前浜小学校	2 級 地	佐渡市	前浜小学校	2 級 地
(略)	(略)		(略)	<u>七浦小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	<u>金泉小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

(市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(規則第6-1937号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
附 則		附 則	
1	(略)	1	(略)
			<u>(暫定再任用職員に係る経過措置)</u>
		2	<u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号。以下「令和4年改</u>

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置) 2 規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項、<u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例</u>（令和 4 年条例第 31 号。以下「<u>令和 4 年改正条例</u>」という。）附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定（以下「<u>法第 22 条の 4 第 1 項等の規定</u>」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び暫定再任用職員（令和 4 年改正条例附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）について適用する。 3 規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和 7 年 4 月 1 日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。 4 規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 61 号）第 30 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和 7 年 4 月 1 日以後である場合について適用する。	<u>正条例</u>という。）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員（以下「<u>暫定再任用職員</u>」という。）に対するこの規則による改正後の市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（以下「<u>改正後の規則</u>」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項第 2 号中「<u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用</u>」とあるのは「<u>暫定再任用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年条例第 31 号。以下「令和 4 年改正条例</u>」という。）附則第 3 条第 1 項第 4 号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）」と、同項第 3 号中「<u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用</u>」とあるのは「<u>暫定再任用</u>」と、同条第 2 項第 2 号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）</u>」とあるのは「<u>暫定再任用職員（令和 4 年改正条例附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）</u>」と、同項第 3 号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>暫定再任用職員</u>」とする。 (定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置) 3 <u>改正後の規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項、令和 4 年改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定（以下「<u>法第 22 条の 4 第 1 項等の規定</u>」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び暫定再任用職員について適用する。</u> 4 <u>改正後の規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和 7 年 4 月 1 日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。</u> 5 <u>改正後の規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 61 号）第 30 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和 7 年 4 月 1 日以後である場合について適用する。</u>
--	--

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 第 1 条の規定による改正後の市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則及び第 3 条の規定による改正後の市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
-

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6－1965 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第 6－224 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 5 条の 2 第 6 条第 2 項の規定による期間の除算（<u>第 7 条第 2 項において除算する場合を含む。</u>）により期末手当に係る在職期間が零となる職員には、期末手当を支給しない。 第 7 条 基準日以前 6 箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第 4 号及び第 5 号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として<u>勤務した期間</u>（非常勤職員として勤務した期間にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として勤務した期間に限る。）は、前条第 1 項の在職期間に算入する。 (1)～(6) (略) 2 前項の期間の算定については、<u>前条第 2 項各号に掲げる期間（同条第 3 項に定める期間を除く。）に相当する期間を除算する。</u> （一時差止処分に係る在職期間） 第 7 条の 2 (略) 2 前条第 1 項各号に掲げる者が引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として<u>勤務した期間</u>は、前項の在職期間とみなす。	第 5 条の 2 第 6 条第 2 項（<u>第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による期間の除算により期末手当に係る在職期間が零となる職員には、期末手当を支給しない。 第 7 条 基準日以前 6 箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第 4 号及び第 5 号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として<u>在職した期間</u>（非常勤職員として在職した期間にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第 1 項の在職期間に算入する。 (1)～(6) (略) 2 前項の期間の算定については、<u>前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。</u> （一時差止処分に係る在職期間） 第 7 条の 2 (略) 2 前条第 1 項各号に掲げる者が引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として<u>在職した期間</u>は、前項の在職期間とみなす。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6－1966 号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第 6－1485 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
所 在 地	公署及び学校等	所 在 地	公署及び学校等
(略)		(略)	
上越市	(略) <u>人身安全・少年課少年サポ ートセンター上越支所</u> (略) 大和小学校 (略)	上越市	(略) <u>少年課少年サポートセンタ ー上越支所</u> (略) 大和小学校 <u>三郷小学校</u> (略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6－1967 号

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第 6－1954 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（転居費の算定方法等） 第17条 条例第16条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、<u>旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額</u>とする。 (1)～(3) (略) 2・3 (略)	（転居費の算定方法等） 第17条 条例第16条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1)～(3) (略) 2・3 (略)

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会訓令

◎新潟県人事委員会訓令第 1 号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年 3 月新潟県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次の表のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 （第 3 条、第 9 条関係）		別表第 1 （第 3 条、第 9 条関係）	
事務局長専決事項		事務局長専決事項	
事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの (○印)	事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの (○印)
(1)～(8) (略)		(1)～(8) (略)	
(9) 採用試験に関する <u>周知</u> を行うこと		(9) 採用試験に関する <u>公告</u> を行うこと	
(10) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（新潟県人事委員会規則第11－5号）に規定する次の事項を行うこと。		(10) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（新潟県人事委員会規則第11－5号）に規定する次の事項を行うこと。	
ア (略)	○	ア (略)	○
イ (略)	○	イ (略)	○
ウ <u>措置の要求の不備を職権により補正すること。</u>	○	ウ <u>第 6 条の通知をすること。</u>	
エ <u>第 5 条第 2 項の通知をすること。</u>			
オ <u>第 7 条第 1 項に規定する書類又はその写しの提出を求めること。</u>	○		
(11)～(18) (略)		(11)～(18) (略)	
別表第 2 （第 5 条関係）		別表第 2 （第 5 条関係）	
課長専決事項		課長専決事項	
人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの	人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの
(1)～(5) (略)	(1)～(14) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(14) (略)
	(15) 通勤手当に関する規則（規則第 6－75号）、単身赴任手当に関する規則（規則第 6－1043号）、 <u>特勤勤務手当等に関する規則（規則第 6－470号）、市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第 6－492号）及び寒冷地手当に関する規則（規則第 6－1485号）の規定によ</u>		(15) 通勤手当に関する規則（規則第 6－75号）、単身赴任手当に関する規則（規則第 6－1043号）、 <u>特勤勤務手当等に関する規則（規則第 6－470号）及び市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第 6－492号）の規定により、承認すること。</u>

		り、承認すること。 (16)～(20) (略)			(16)～(20) (略)
--	--	----------------------------	--	--	---------------

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県教育委員会

教育長 太 田 勇 二

新潟県教育委員会規則第 4 号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前				
（出先機関） 第 4 条 出先機関とは、法第17条第 2 項の規定により設ける教育事務所<u>及び遠隔教育配信センター</u>をいう。 （分掌事務） 第 9 条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(5) (略) (6) <u>削除</u> (7)～(24) (略) 財務課～義務教育課 (略) 高等学校教育課 (1)～(16) (略) <u>(17) 遠隔教育配信センターに関する事項</u> <u>(18) (略)</u> 生徒指導課～保健体育課 (略) 第 3 章 出先機関 <u>第 1 節 教育事務所</u> (略) <u>第 2 節 遠隔教育配信センター</u> <u>(設置)</u> 第13条の 2 <u>教育長の権限に属する事務を分掌させるため、遠隔教育配信センターを置く。</u> <u>(名称及び位置)</u> 第13条の 3 <u>遠隔教育配信センターの名称及び位置は次のとおりとする。</u> <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>新潟県遠隔教育配信センター</td><td>新潟市</td></tr> </table> <u>(分掌事務)</u> 第13条の 4 <u>遠隔教育配信センターの分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 人事、公印及び文書に関する事項</u> <u>(2) 配当予算の経理に関する事項</u>	名称	位置	新潟県遠隔教育配信センター	新潟市	（出先機関） 第 4 条 出先機関とは、法第17条第 2 項の規定により設ける教育事務所をいう。 （分掌事務） 第 9 条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(5) (略) (6) <u>教育に係る公益信託に関する事項</u> (7)～(24) (略) 財務課～義務教育課 (略) 高等学校教育課 (1)～(16) (略) <u>(17) (略)</u> 生徒指導課～保健体育課 (略) 第 3 章 出先機関 (略)
名称	位置				
新潟県遠隔教育配信センター	新潟市				

(3) <u>遠隔授業の実施に関する事項</u> (4) <u>遠隔教育に係る啓発及び広報に関する事項</u> (本庁の課長等) 第21条 本庁の課に課長及び課長補佐を、教育事務所及び<u>遠隔教育配信センター</u>に所長及び次長を置く。 2・3 (略) 4 <u>教育事務所及び遠隔教育配信センターの所長</u>は、上司の命を受けて教育事務所又は<u>遠隔教育配信センター</u>の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 5 <u>教育事務所及び遠隔教育配信センターの次長</u>は、所長を補佐して教育事務所又は<u>遠隔教育配信センター</u>の事務を整理する。 (係長等) 第22条 本庁の課の係に係長を、教育事務所の課に課長を、教育事務所の課の係に係長を、<u>遠隔教育配信センターに係長を置く。</u> 2～4 (略) 5 <u>遠隔教育配信センターの係長は、上司の命を受けて遠隔教育配信センターの事務を処理する。</u> (参事等) 第25条 教育庁に参事を、本庁の課、係及び班並びに<u>教育事務所及び遠隔教育配信センター並びに教育事務所の課及び係に参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</u> 2 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、教育庁並びに本庁の課、係及び班並びに<u>教育事務所及び遠隔教育配信センター並びに教育事務所の課及び係の事務を処理する。</u>	(本庁の課長等) 第21条 本庁の課に課長及び課長補佐を、教育事務所に所長及び次長を置く。 2・3 (略) 4 <u>教育事務所長</u>は、上司の命を受けて教育事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 5 <u>教育事務所次長</u>は、<u>教育事務所長</u>を補佐して教育事務所の事務を整理する。 (係長等) 第22条 本庁の課の係に係長を、教育事務所の課に課長を、教育事務所の課の係に係長を置く。 2～4 (略) (参事等) 第25条 教育庁に参事を、本庁の課、係及び班並びに<u>教育事務所、教育事務所の課及び係に参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</u> 2 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、教育庁並びに本庁の課、係及び班並びに<u>教育事務所、教育事務所の課及び係の事務を処理する。</u>
---	--

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第 2 号

教 育 庁 本 庁
出 先 機 関
教 育 機 関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年 3 月新潟県教育長訓令第 3 号）の一部を次の表のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県教育委員会

教育長 太 田 勇 二

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(代決) 第14条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定にかかわらず、<u>次長又は副館長</u>を 2 人置く場合にあっては、<u>出先機関又は教育機関</u>の長の定める順序により、事務の代決を行う。 別表第 4 (第 5 条関係) (教育次長及び課長の個別的専決事項) 総務課 教育次長専決事項 (略) 総務課長専決事項 (1)～(15) (略)	(代決) 第14条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定にかかわらず、<u>副館長</u>を 2 人置く場合にあっては、<u>教育機関</u>の長の定める順序により、事務の代決を行う。 別表第 4 (第 5 条関係) (教育次長及び課長の個別的専決事項) 総務課 教育次長専決事項 (略) 総務課長専決事項 (1)～(15) (略) <u>(16) 削除</u> <u>(17) 教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務のうち、次に掲げる事務を処理すること。</u> <u>ア 教育委員会の所管に属する公益信託の許可及び監督に関する規則（昭和54年新潟県教育委員会規則第 6 号。以下この号において「規則」という。）第 4 条から第 6 条、第 8 条、第 16 条、第 26 条、第 29 条及び第 33 条の規定による報告及び届出を受理すること。</u> <u>イ 規則第 9 条に規定する公益信託の変更の許可をすること。</u> <u>ウ 規則第 13 条に規定する受託者の辞任の許可をすること。</u> <u>エ 規則第 14 条に規定する検査役の選任をすること。</u> <u>オ 規則第 15 条に規定する受託者の解任をすること。</u> <u>カ 規則第 17 条に規定する新受託者の選任をすること。</u> <u>キ 規則第 18 条に規定する信託財産管理命令をすること。</u> <u>ク 規則第 19 条に規定する保存行為等の範囲を超える行為の許可をすること。</u> <u>ケ 規則第 20 条に規定する信託財産管理者等の辞任の許可をすること。</u>

財務課～保健体育課 (略)

別表第 7 (第13条の 3 関係)

受任者の権限に属する事務の専決事項

専決権限を有する者	専決事項
出先機関等の次長（教育センター総務課長、図書館副館長、文書館副館長を含む。）	(1) 職員（次長以上の職員を除く。以下次号から第 4 号までにおいて同じ。）の旅行の命令をすること（次長又は副館長を 2 人置く場合は、 <u>出先機関等</u> の長が指定した次長又は副館長に限る。以下この項において同じ。）。 (2)～(15) (略)

コ 規則第21条に規定する信託財産管理者等の解任をすること。

サ 規則第22条に規定する信託財産法人管理命令をすること。

シ 規則第23条に規定する信託管理人の選任をすること。

ス 規則第24条に規定する信託管理人の辞任の許可をすること。

セ 規則第25条に規定する信託管理人の解任をすること。

ソ 規則第27条に規定する新信託管理人の選任をすること。

タ 規則第31条第 1 項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして受託者の事務処理状況を検査させること。

チ 規則第31条第 3 項の規定により、受託者に対し事業計画等の変更及び運営委員会等の設置を命ずること。

財務課～保健体育課 (略)

別表第 7 (第13条の 3 関係)

受任者の権限に属する事務の専決事項

専決権限を有する者	専決事項
出先機関等の次長（教育センター総務課長、図書館副館長、文書館副館長を含む。）	(1) 職員（次長以上の職員を除く。以下次号から第 4 号までにおいて同じ。）の旅行の命令をすること（ <u>副館長</u> を 2 人置く場合は、 <u>教育機関</u> の長が指定した副館長に限る。以下この項において同じ。）。 (2)～(15) (略)

◎新潟県教育委員会訓令第 3 号

教 育 庁 本 庁

県 立 学 校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次の表のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県教育委員会

教育長 太 田 勇 二

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第 2 (第36条、第36条の 2 関係)			別表第 2 (第36条、第36条の 2 関係)		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>8</u>	(略)	(略)	<u>7—2</u>	(略)	(略)
<u>9</u>	(略)	(略)	<u>8</u>	(略)	(略)
<u>10</u>	(略)	(略)	<u>9</u>	(略)	(略)
<u>11</u>	(略)	(略)	<u>10</u>	(略)	(略)
<u>12</u>	(略)	(略)	<u>11</u>	(略)	(略)
<u>13</u>	(略)	(略)	<u>12</u>	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)	<u>13</u>	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)	<u>14</u>	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)	<u>15</u>	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)	<u>16</u>	(略)	(略)
<u>18</u>	(略)	(略)	<u>17</u>	(略)	(略)
<u>19</u>	(略)	(略)	<u>18</u>	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)	<u>19</u>	(略)	(略)
<u>21</u>	(略)	(略)	<u>20</u>	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)	<u>21</u>	(略)	(略)
<u>23</u>	(略)	(略)	<u>22</u>	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)	<u>23</u>	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)	<u>24</u>	(略)	(略)
<u>26</u>	(略)	(略)	<u>25</u>	(略)	(略)
<u>27</u>	(略)	(略)	<u>26</u>	(略)	(略)
<u>28</u>	(略)	(略)	<u>27</u>	(略)	(略)
<u>29</u>	(略)	(略)	<u>28</u>	(略)	(略)
<u>30</u>	(略)	(略)	<u>29</u>	(略)	(略)
<u>31</u>	(略)	(略)	<u>30</u>	(略)	(略)
<u>32</u>	(略)	(略)	<u>31</u>	(略)	(略)
<u>33</u>	(略)	(略)	<u>32</u>	(略)	(略)
<u>34</u>	(略)	(略)	<u>33</u>	(略)	(略)
<u>35</u>	(略)	(略)	<u>34</u>	(略)	(略)
<u>36</u>	(略)	(略)	<u>35</u>	(略)	(略)
<u>37</u>	(略)	(略)	<u>36</u>	(略)	(略)
<u>38</u>	(略)	(略)	<u>37</u>	(略)	(略)
<u>39</u>	(略)	(略)	<u>38</u>	(略)	(略)
<u>40</u>	(略)	(略)	<u>39</u>	(略)	(略)
<u>41</u>	(略)	(略)	<u>40</u>	(略)	(略)
<u>42</u>	(略)	(略)	<u>41</u>	(略)	(略)
<u>43</u>	(略)	(略)	<u>42</u>	(略)	(略)
<u>44</u>	(略)	(略)	<u>43</u>	(略)	(略)

<u>45</u>	(略)	(略)	<u>44</u>	(略)	(略)
<u>46</u>	(略)	(略)	<u>45</u>	(略)	(略)
<u>47</u>	(略)	(略)	<u>46</u>	(略)	(略)
<u>48</u>	(略)	(略)	<u>47</u>	(略)	(略)
<u>49</u>	(略)	(略)	<u>48</u>	(略)	(略)
<u>50</u>	(略)	(略)	<u>49</u>	(略)	(略)
<u>51</u>	(略)	(略)	<u>50</u>	(略)	(略)
<u>52</u>	(略)	(略)	<u>51</u>	(略)	(略)
<u>53</u>	(略)	(略)	<u>52</u>	(略)	(略)
<u>54</u>	(略)	(略)	<u>53</u>	(略)	(略)
<u>55</u>	(略)	(略)	<u>54</u>	(略)	(略)
<u>56</u>	(略)	(略)	<u>55</u>	(略)	(略)
<u>57</u>	(略)	(略)	<u>56</u>	(略)	(略)
<u>58</u>	(略)	(略)	<u>57</u>	(略)	(略)
<u>59</u>	(略)	(略)	<u>58</u>	(略)	(略)
<u>60</u>	(略)	(略)	<u>59</u>	(略)	(略)
<u>61</u>	(略)	(略)	<u>60</u>	(略)	(略)
<u>62</u>	(略)	(略)	<u>61</u>	(略)	(略)
<u>63</u>	(略)	(略)	<u>62</u>	(略)	(略)
<u>64</u>	(略)	(略)	<u>63</u>	(略)	(略)
<u>65</u>	(略)	(略)	<u>64</u>	(略)	(略)
<u>66</u>	(略)	(略)	<u>65</u>	(略)	(略)
<u>67</u>	(略)	(略)	<u>66</u>	(略)	(略)
<u>68</u>	(略)	(略)	<u>67</u>	(略)	(略)
<u>69</u>	(略)	(略)	<u>68</u>	(略)	(略)
<u>70</u>	(略)	(略)	<u>69</u>	(略)	(略)
<u>71</u>	(略)	(略)	<u>70</u>	(略)	(略)
<u>72</u>	新潟県立高田商業高等学校	高商	<u>71</u>	新潟県立高田商業高等学校	高商
(略)	(略)	(略)	72	新潟県立久比岐高等学校	久比高
			(略)	(略)	(略)

◎新潟県教育委員会訓令第 4 号

教 育 庁 本 庁

出 先 機 関

教 育 機 関

新潟県教育委員会文書規程（平成 7 年 9 月新潟県教育長訓令第 16 号）の一部を次の表のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県教育委員会

教育長 太 田 勇 二

(太枠部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表第 2		別表第 2	
記号	出先機関及び教育機関の名称	記号	出先機関及び教育機関の名称
(略)		(略)	
教下越	下越教育事務所	教下越	下越教育事務所
教遠セ	遠隔教育配信センター		
(略)		(略)	